

令和 6 年度第 3 回佐渡市高齢者等福祉保健審議会 兼 第 1 回佐渡市地域密着型サービス運営委員会 次第

日時：令和 7 年 3 月 4 日（火）

19 時 00 分～

会場：佐渡市役所第 1 庁舎 2 階会議室 201

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

- (1) 地域密着型通所介護事業所の指定について【資料No. 1】
- (2) 指定介護予防支援事業所の指定状況について【資料No. 2】
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の申請予定について【資料No. 3、3 - 1】
- (4) 佐渡市介護老人保健施設すこやか両津の一時移転と今後の方向性について【資料No. 4 - 1、4 - 2】
- (5) 在宅福祉サービスの利用者負担の見直しについて【資料No. 5】
- (6) その他

4 その他

5 閉会

○ 事前配付資料

資料No. 1 地域密着型通所介護事業所の指定について

資料No. 2 指定介護予防支援事業所の指定状況について

資料No. 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

資料No. 3 - 1 定期巡回・随時対応型サービスについて
(申請予定事業者作成資料)【取扱注意】

資料No. 4 - 1 人口の推移等（第 9 期計画抜粋）

資料No. 4 - 2 圏域別施設資源の状況・施設一覧

資料No. 5 令和 7 年度以降の在宅福祉サービス事業の見直しについて

○ Zoom接続情報

<https://zoom.us/j/98463994312?pwd=UWvUHhZDqC2oLA2CFL1hoM0Lp1HKJOq.1>

ミーティング ID: 984 6399 4312 パスコード: 764888

地域密着型通所介護事業所の指定について

デイサービスセンターおけさ

(通常型通所介護から地域密着型通所介護への移行)

- 1 申請者 新潟県佐渡市八幡町 332 番地
医療法人おけさ会
- 2 事業所名 デイサービスセンターおけさ (小木町 1973 番地)
- 3 申請年月日 令和 7 年 2 月 14 日
- 4 事業開始予定日 令和 7 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護・第 1 号通所型サービス (総合事業)

○事業所の名称変更はありません。

○通常の事業の実施地域は、小木地区であり、現在と変更ありません。

○指定に当たり、従業員数は、基準上の必要人数を満たしています。

○利用者定員は 20 名から 18 名になります。

(直近 1 週間の 1 日平均利用者数は約 19 名。現在利用中の方で数名が施設入所等で利用終了予定、他に利用回数の調整により、18 名以内とする。)

令和7 年 2 月 14 日

代表者職名・氏名 理事長 近藤 拓

[illegible]

申請者	フリガナ	イリヨウハウジン オケサカイ									
	名 称	医療法人 おけさ会									
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 952 - 1313) 新潟 都 道 佐渡市 (市) 区 八幡町332番地 府 (県) 町 村									
	連絡先	電話番号	0259-81-4455 (内線)				FAX番号	0259-86-3966			
		Email	okesa.care@ah.wakwak.com								
法人等の種類	医療法人										
代表者の職名・氏名・生年月日	職名	理事長	フリガナ氏名	コンドウ タク 近藤 拓				生年月日	1973年1月2日		
代表者の住所	(郵便番号 952 - 1312) 新潟 都 道 佐渡 (市) 区 八幡新町2151-7 府 (県) 町 村										
法人の吸収合併又は吸収分割における指定申請時に ☒											
指定を受けようとする事業所の種類	同一所在地において行う事業等の種類		共生型サービス申請時に ☒	指定申請対象事業(該当事業に○)	既に指定を受けている事業(該当事業に○)	指定申請をする事業の開始予定年月日	様 式				
	地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護					付表第二号(二)				
		認知症対応型通所介護					付表第二号(四)(五)				
		小規模多機能型居宅介護					付表第二号(六)				
		認知症対応型共同生活介護					付表第二号(七)				
		地域密着型特定施設入居者生活介護					付表第二号(八)				
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					付表第二号(九)				
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護					付表第二号(一)				
		複合型サービス					付表第二号(十)				
		地域密着型通所介護	☒	○		2025年4月1日	付表第二号(三)				
		居宅介護支援事業					付表第二号(十一)				
		介護予防支援事業					付表第二号(十二)				
	介護予防型サービス	介護予防認知症対応型通所介護					付表第二号(四)(五)				
		介護予防小規模多機能型居宅介護					付表第二号(六)				
介護予防認知症対応型共同生活介護						付表第二号(七)					
介護保険事業所番号		(既に指定又は許可を受けている場合)									
医療機関コード等		(保険医療機関として指定を受けている場合)									

付表第二号(三) 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定等に係る記載事項

事業所	法人番号								
	フリガナ	デイサービスセンターオケサ							
	名 称	デイサービスセンターおけさ							
	所在地	(郵便番号 952 - 0604) 新潟 都 道 佐 渡 (市)区 小木町1973番地 府 県 町 村							
	連絡先	電話番号	0259-86-1111 (内線)			FAX番号	0259-86-1112		
管 理 者	フリガナ	カスガ キョウコ		住所	(郵便番号 952 - 0512) 新潟県佐渡市羽茂大橋1671番地				
	氏 名	春日 恭子							
	生年月日	1964年1月30日							
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)	介護員							
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称	居宅介護支援事業所おけさ		事業所番号	1572201240			
	兼務する職種及び勤務時間等	居宅介護支援事業所管理者 及び介護支援専門員 8:30~17:30							
共生型サービスの該当有無				☐ 有 ☐ 無					
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
食堂及び機能訓練室の合計面積				127.09 m ²		利用定員(同時利用)		18 人	
サ ー ビ ス 提 供 単 位 1	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常 勤(人)	3		1		9		1
	非常勤(人)			4		4		3	
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
			○	○			○	○	○
	営業時間	その他(年末年始休日等)		1/1、1/3、8月最終土曜日休日					
				8 : 30		~ 17 : 30			
曜日ごとに異なる場合記入		平日			~				
	土曜日			~					
	日曜日・祝日			~					
サービス提供時間		9 : 15		~ 16 : 30					
利用定員		18 人							
サ ー ビ ス 提 供 単 位 2	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常 勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
	営業時間	その他(年末年始休日等)							
						~			
曜日ごとに異なる場合記入		平日			~				
	土曜日			~					
	日曜日・祝日			~					
サービス提供時間				~					
利用定員		人							
サ ー ビ ス 提 供 単 位 3	○人員に関する基準の確認に必要な事項								
	従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常 勤(人)							
	非常勤(人)								
	○設備に関する基準の確認に必要な事項								
	営業日 (該当に○)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日
	営業時間	その他(年末年始休日等)							
						~			
曜日ごとに異なる場合記入		平日			~				
	土曜日			~					
	日曜日・祝日			~					
サービス提供時間				~					
利用定員		人							
添付書類		別添のとおり							

令和 7 (2025) 年 4 月

サーピス種別(事業所名)

通所介護
デイサービスセンターおけさ

—

(3) 事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数

40	時間/週
160	時間/月
30	日

(4) 事業所全体のサービスマン提供数

1	単位
1	単位

(5) 当該サービスマン提供単位のサービスマン提供時間

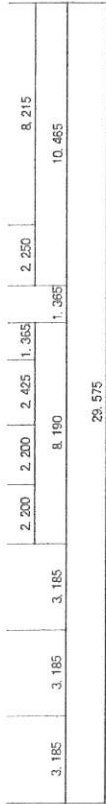
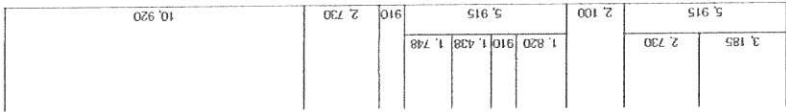
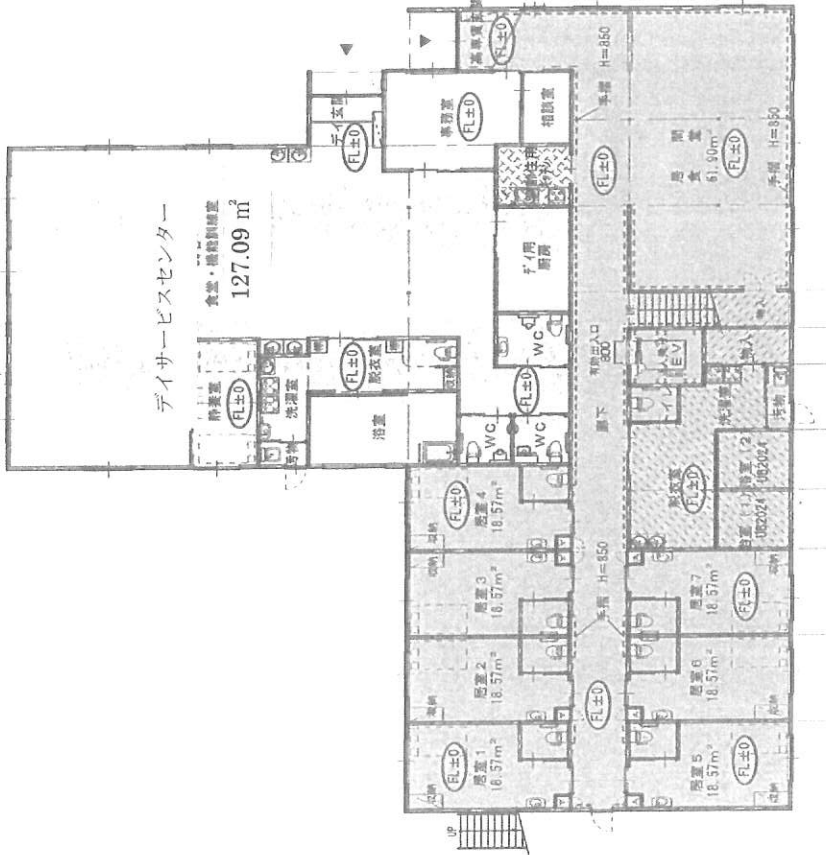
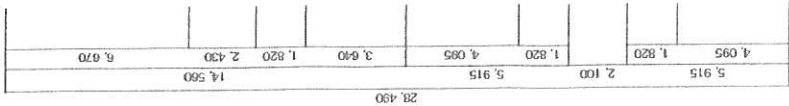
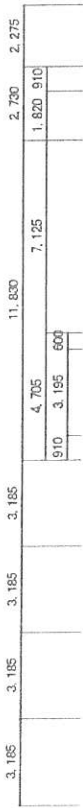
9:15	～	16:30	時間
8	時	7	時

(1) 暦月

(2) 実情

[illegible]

デイサービスセンターおけさ 平面図



A棟デイサービス付き高齢住 1階平面図

- ・・・高齢者向け住宅部分
- ・・・デイサービス部分
- ・・・共有部分

デイサービスセンターおけさ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人おけさ会(以下「事業者」という。)が運営するデイサービスセンターおけさ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び佐渡市介護予防・日常生活支援総合事業(以下「指定地域密着型通所介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう事業を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごす事が出来るよう地域密着型サービス及び介護予防・生活支援サービス(通所型サービス)を提供する事を目的とする。

(指定地域密着型通所介護の運営方針)

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、市、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
 - 4 前項のほか「佐渡市指定地域密着型サービス事業の人員、設備等及び運営に関する基準を定める内容」を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業の運営方針)

- 第3条 利用者が可能な限りその居宅に置いて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 総合事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター、医療機関及び市等と連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは利用者が行う事を基本としたサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 前項のほか「佐渡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年佐渡市告示第99号)」(以下「総合事業実施要綱」という。)その他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するもの

とする。

(指定地域密着型通所介護と総合事業の一体的運営)

第4条 指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターおけさ
- (2) 所在地 新潟県佐渡市小木町 1973 番地

(従業者の職種、資格、員数及び職務内容)

第6条 この事業所における従事者(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

管理者は職員の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定地域密着型通所介護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1 人以上

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事(任用資格を含む)その他、これらと同等以上の能力を有すると認められる者(介護支援専門員及び一定の業務経験を有する介護福祉士)

業務内容：利用者及び家族からの相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (3) 看護職員 1 人以上

資格：看護師又は准看護師

業務内容：利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。

- (4) 介護職員 2 人以上

業務内容：利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう適切な技術をもって必要な介護及び支援を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1 人以上

資格：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

業務内容：利用者の心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- (6) 調理員 1 人以上

献立に基づく調理業務及び厨房内の衛生管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日は月、火、金、土曜日とし、年末年始(1月1日、1月3日)、及び8月の最終土曜日を除いた日とする。
- (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間は午前9時15分から午後4時30分までとする。

(実施単位及び利用定員)

第8条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位
- (2) 利用定員 18人

ただし、災害、感染症の発生やその他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第9条 指定地域密着型通所介護の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくはレクリエーション、送迎とし、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための地域密着型通所介護計画等を作成するものとする。
- (2) 事業者は、地域密着型通所介護計画書に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (3) 事業者は、自ら提供する指定地域密着型通所介護等の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (5) 職員は、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、要介護者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排泄等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するものとする。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定地域密着型通所介護が提供できる体制を整えるものとする。

(総合事業の内容)

第10条 総合事業の内容は、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練若しくはレクリエーション、送迎とし、総合事業の提供に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 総合事業の提供に当たっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、介護予防通所介護計画を作成するものとする。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況及び日常生活全般の状況を的確に把握し、その状況を踏まえて、介護予防通所介護計画等に基づき、サービスの提供を行うものとする。
- (3) 事業者は、利用者が主体的に事業に参加する機会を適切に働きかけるものとする。
- (4) 事業者は、自ら提供する総合事業の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。
- (5) 事業者は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 事業者は、総合事業の提供に当たって、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、総合事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定地域密着型通所介護等の利用料は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚労告第126号)」及び「総合事業実施要領」に定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、前項に定める額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 昼食 650 円 (おやつ代 200 円含む)
- (2) おむつ代 実費

(3) 指定地域密着型通所介護等で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ア 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 実費

イ 利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽費の費用 実費

3 前2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。ただし、前項第1項号の費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

4 第2項(1)の額を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、次の通りとする。

小木地区

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、サービス中に気分が悪くなった時は、速やかに職員に申し出なければならない。
- (2) 利用者又は家族は、利用者の体調や容体の急変などにより、サービスを休止する時は、できる限り速やかに事業所の職員に連絡しなければならない。
- (3) 事業所内において政治活動又は宗教活動を行ったり、危険物を持ち込むなど、他の利用者等の迷惑となる行為を行ってはならない。
- (4) 利用者の所持金その他貴重品は利用者自ら管理しなければならない。

(緊急時の対応等)

第14条 職員は、地域密着型通所介護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、利用者に緊急事態が発生した場合には、速やかに利用者の家族、利用者に係る居宅サービス事業者等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(衛生管理等)

第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 「感染症の予防・まん延防止に関する指針」を作成する。
 - (2) 感染症の予防・まん延防止に関する委員会を設置し、責任者を置く。
 - (3) 研修を定期的実施するとともに訓練を実施する。

(業務継続計画の策定)

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び感染症・非常災害訓練を、それぞれ年1回以上実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅サービス事業者等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は前項の事故については、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護等の提供により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償する。ただし賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではない。

(苦情処理等)

第19条 事業者は、提供した地域密着型通所介護等に関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文章により説明するものとする。

- 2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。
- 3 事業者は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実地する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

(個人情報の保護)

第20条 事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等、法令を遵守し個人情報(介護ソフトで管理する個人情報を含む)を用いる場合は、事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い対応する。

- 2 事業者は利用者及びその家族から文書により同意を得た場合は、必要な情報の収集及び個人情報の利用目的以外に利用をしない事を条件に、関係機関へ情報提供できるものとする。
- 3 事業者は個人情報の収集及び提供に関しては、あらかじめ文書により利用者及びその家族に同意を得るものとする。

(秘密保持)

第21条 事業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密及び個人情報を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後においても第三者には漏ら

さない。

- 2 事業者は事業所の職員が退職後、在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密及び個人情報
を漏らす事がないよう必要な処置を講じる。
- 3 事業者は居宅介護支援事業者又包括支援センター、病院、介護保険施設等に対し、サービス
担当者会議及び連絡調整を目的として、情報提供できるものとする。
- 4 事業者は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律1
24号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わ
ないものとする。

(虐待防止の為の措置に関する事項)

第22条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止の為の指針を整備する。
 - (2) 虐待防止に関する委員会を設置し、責任者を置く。
 - (3) 職員に対して虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) その他虐待防止の為に必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所の職員又は利用者家族等による虐待を受けたと思わ
れる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第23条 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体
拘束等を行ってはならない。
- 3 身体拘束等を行う場合には、日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録
しなければならない。
- 4 身体拘束適正化のための研修を実施する。

(従業者の研修)

第24条 事業者は、全ての職員に対し、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設ける
ものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に1回以上実施
- (3) 認知症基礎研修(医療・福祉関係の資格を有さない者)

(従業者の検診)

第25条 事業者は、全ての職員に対して健康診断を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第26条 事業所は、セクシュアルハラスメント(上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受け

るものも含む) やパワーハラスメント、迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために雇用管理上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第27条 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付する。

- (1) 地域密着型通所介護計画書及び介護予防通所介護計画書
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

2 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の複写を交付することができるものとする。

3 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存する。

(運営推進会議)

第28条 事業者は、提供する地域密着型通所介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催するものとする。又その内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

付 則

制 定 令和7年2月14日

この規定は令和7年4月1日から施行する。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	デイサービスセンターおけさ
申請するサービスの名称	指定地域密着型通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口

苦情処理の窓口を以下のとおり設置する。

- ① 窓口設置場所 住 所：佐渡市小木町1973番地
事業所名：デイサービスセンターおけさ
電話番号：0259-86-1111（相談・苦情処理専用番号）
- ② 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時30分
- ③ 対応者職氏名 役職名：管理者 氏名：春日 恭子
- ④ その他 事業の休業日及び窓口開設時間外は、0259-86-1111により対応する。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1) 苦情の対応

利用者又は利用者の家族から、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

管理者は以下の事項について確認を行う。

- ①相談又は苦情のあった利用者の氏名、②提供したサービスの種類、年月日及び時間、③サービス提供した職員の氏名(利用者が分る場合)、④具体的な苦情・相談内容、⑤その他参考となる事項

(3) 苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する事実確認を行った後、迅速に対応することを伝える。

(4) 相談及び苦情処理

以下の手順により、管理者を中心として相談及び苦情の解決を図る。

- ① ・サービスを提供した者から事実確認を行う。
・問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行う。
- ② 利用者又は利用者の家族に対し管理者が調査結果や講じた措置の内容を納得が得られるよう説明する。
なお必要に応じて概要を記した文書を添える。
- ③ 事業者は苦情の処理に際しては必要に応じて市町村又は国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぐ。
- ④ 苦情対応マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。

3 その他参考事項

- ① サービスの提供に当たり、マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行います。
- ② 苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、問題点を把握し、対応策や必要な改善を行う事でサービスの向上に努めることとします。
また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮します。
- ③ 事業者は、利用者及び利用者の家族が苦情の申し出を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(標準様式6)

誓 約 書

令和7 年 2 月 日

佐渡 市(町・村)長 殿

申請者 (名称) 医療法人 おけさ会

(代表者の職名・氏名)

理事長 近藤 拓

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

☐	別紙①: 地域密着型サービス事業所向け
☐	別紙②: 居宅介護支援事業所向け
☐	別紙③: 地域密着型介護予防サービス事業所向け
☐	別紙④: 介護予防支援事業所向け

(該当に○)

指定介護予防支援事業所の指定状況について

【報告】

令和 6 年度の介護予防支援事業所の指定状況は以下のとおりです。

事業所名	住所	指定年月日
ツクイ佐渡中央	佐渡市泉 918 番地 1	令和 6 年 7 月 1 日
社協ケアプランセンターしゃくなげ	佐渡市春日 1150 番地 20	令和 6 年 11 月 1 日
社協ケアプランセンター天領	佐渡市相川羽田町 57 番地 1	
社協ケアプランセンターなごみ	佐渡市河原田本町 394 番地	
社協ケアプランセンターきずな	佐渡市長石 213 番地 1	
社協ケアプランセンターおもと	佐渡市羽茂本郷 550 番地	

定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
- または
- ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
- のうち、いずれかをいう。

経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

<定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



<サービス提供の例>

	0時	2時	4時	6時	8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時
月												
火												
水												
木												
金												
土												
日												

水分補給
更衣介助

通所介護

排せつ介助
食事介助
体位交換

排せつ介助
食事介助

体位変換
水分補給

定期巡回

随時訪問

訪問看護

- ・**日中・夜間を通じて**サービスを受けることが可能
- ・**訪問介護と訪問看護を一体的に**受けることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準

必要となる人員・設備等

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う 訪問介護員等	介護福祉士 実務者研修修了者 初任者研修修了者	・ 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ・ オペレーターと兼務可能。
	随時訪問サービスを行う 訪問介護員等	旧介護職員基礎研修 旧訪問介護員 1 級 旧訪問介護員 2 級	・ 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が 1 以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） ・ オペレーターと兼務可能。
看護職員 （訪問看護サービスを行う職員）		保健師、看護師、准看護師 PT、OT、ST	・ 保健師、看護師、准看護師あわせて 2. 5 以上、うち 1 名以上は常勤の保健師又は看護師（併設訪問看護事業所と合算可能） ・ オペレーターと兼務可能 ・ 常時オンコール体制を確保
オペレーター （随時対応サービスを行う職員）		看護師、介護福祉士等（※） のうち、常勤の者 1 人以上 + 1 年以上訪問介護のサービス 提供責任者として従事した者	・ サービス提供時間帯を通じて 1 以上確保されるために必要数 ・ 1 名以上は常勤の看護師、介護福祉士等（※） ・ 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び同一敷地内の他の事業所・施設等（特養・老健等の職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
計画作成責任者		看護師、介護福祉士等（※） のうち、1 人以上	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等（※）のうち 1 名以上
管理者			・ 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

（※）・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

（注）・・・介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種（介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される）

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等（加配されている者に限る）との兼務可能

※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

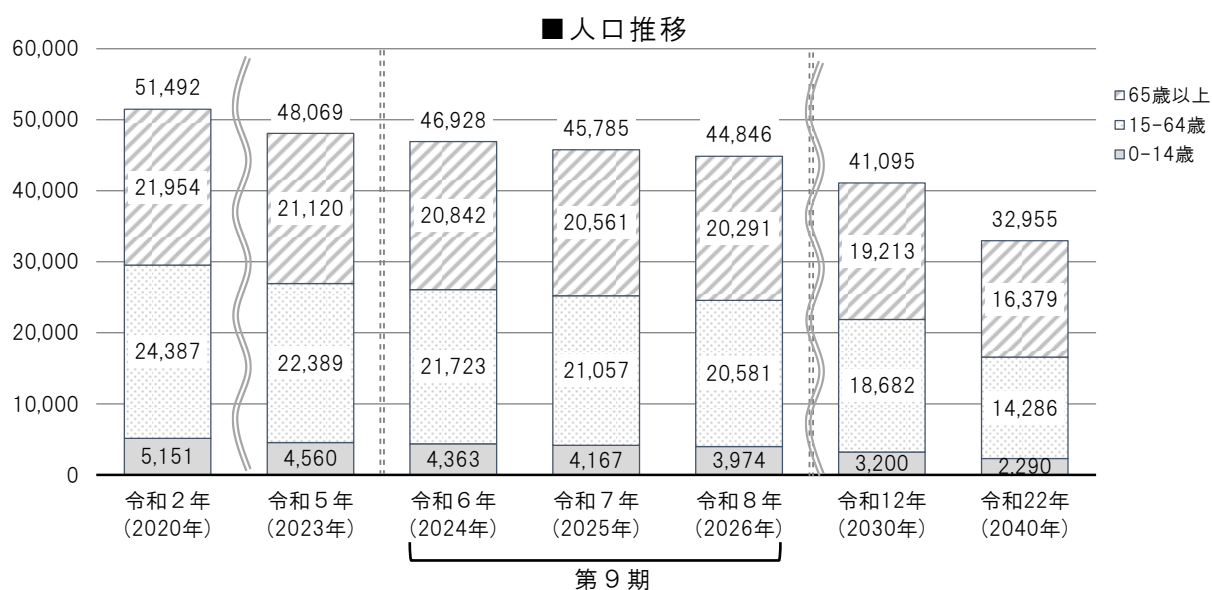
※4 オペレーターの資格について、旧訪問介護員 2 級及び初任者研修修了者は 3 年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者

第2節 人口の推移

Ⅰ 人口の推移

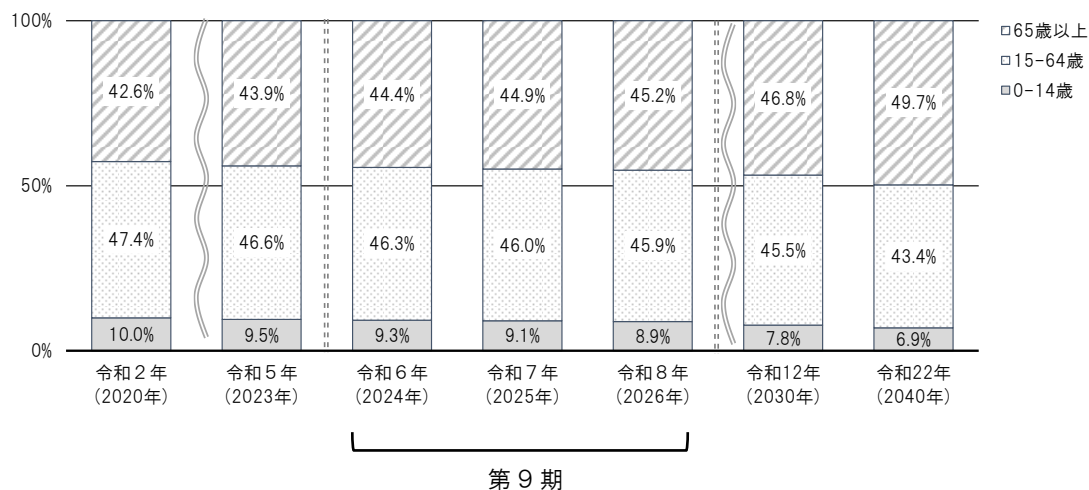
本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分では、いずれも減少しますが、令和12年前後に高齢者人口（65歳以上）が生産年齢人口（15～64歳）を上回り、令和22年もその状況が続くものと見込まれます。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」により作成。本頁内及び次頁も同様。

■ 人口構成比



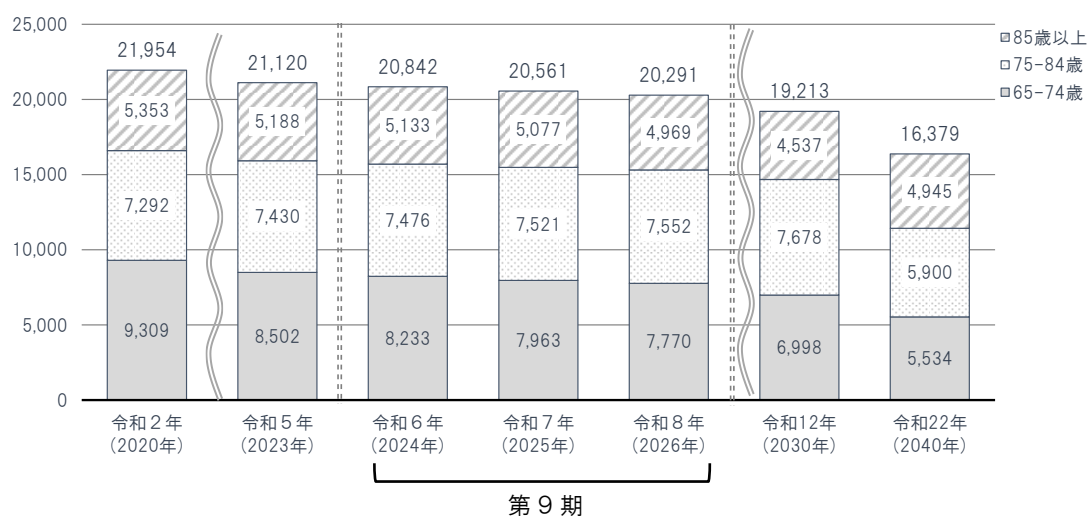
第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

2 高齢者人口の推移

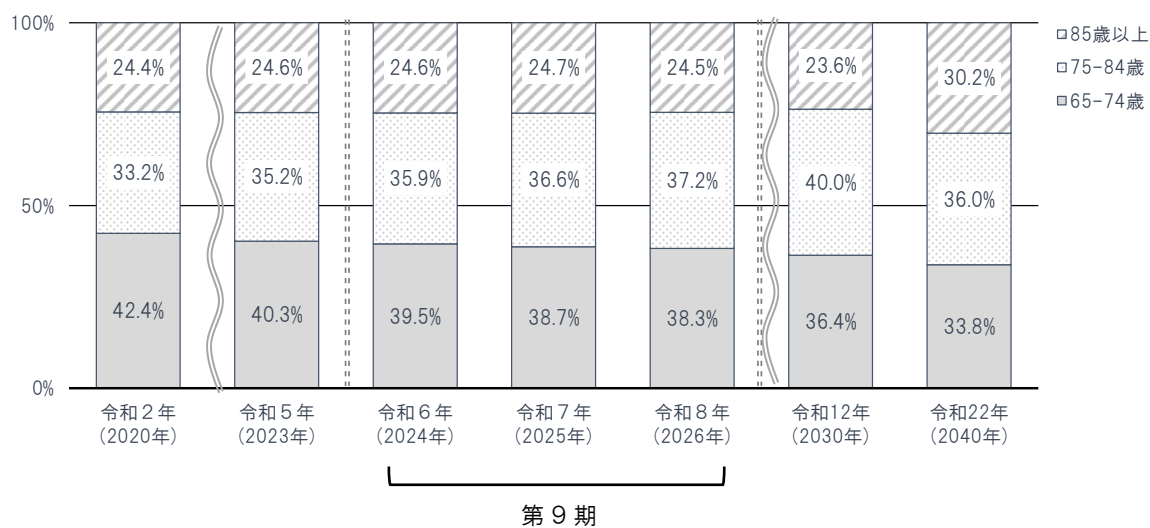
本市の高齢者人口は、第9期計画期間中に20,842人から500人以上減少しますが、75～84歳は増加し、年齢区分の構成がやや変化するものと見込まれます。

長期的にみれば、令和22年には高齢者人口は1万6千人台となりますが、年齢区分の構成において、65～74歳、75～84歳の割合が縮小するのに対して、85歳以上の割合が拡大し、30.2%を占めるものと見込まれます。

■ 高齢者人口の推移



■ 高齢者人口構成比



第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

3 人口の変化率

上述の内容を令和5年(2023年)から令和22年(2040年)の間の変化率としてまとめたものが下表です。

令和5年から令和22年にかけての本市の総人口の減少率は31.4%となります。そのなかで、若年人口(0～14歳)と生産年齢人口の減少率はそれよりも大きく、若年人口で約5割、生産年齢人口で3割台半ばとなります。一方で、高齢者人口の減少率は22.4%と2割台前半にとどまり、なかでも85歳以上の減少率は4.7%となります。

本市は、現状においても高齢化率が4割台半ばに達していますが、長期的には、担い手となる世代が顕著に減少するなかで、介護ニーズの高まる85歳以上のより高齢層の比重が相対的に高まるものと見込まれます。

■人口の変化率

	令和5年 (2023年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	2023年 ↓ 2040年 変化率
総人口	100.0%	93.3%	85.5%	68.6%	▲31.4%
0-14歳	100.0%	87.1%	70.2%	50.2%	▲49.8%
15-64歳	100.0%	91.9%	83.4%	63.8%	▲36.2%
65歳以上	100.0%	96.1%	91.0%	77.6%	▲22.4%
うち75歳以上	100.0%	99.2%	96.8%	85.9%	▲14.1%
うち85歳以上	100.0%	95.8%	87.5%	95.3%	▲4.7%

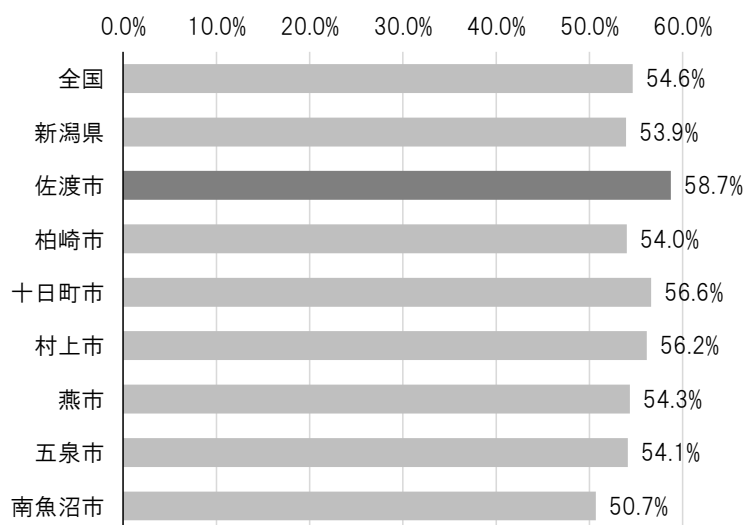
第9期最終年

第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

4 後期高齢者割合の比較

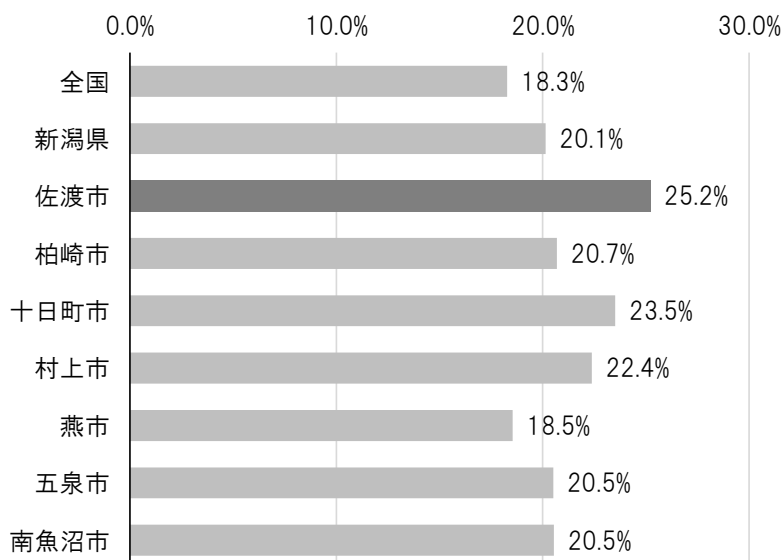
第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合と85歳以上の割合について、国、県及び第1号被保険者数が比較的近い県内他市と比較すれば、本市が、いずれも最も高い水準となっています。高齢化が進行するなかで、より高齢の層が多くを占める人口構成となっています。

■ 第1号被保険者に占める後期高齢者の割合



※介護保険事業状況報告（月報）令和5年5月分で作成。下のグラフも同様。

■ 第1号被保険者に占める85歳以上の割合

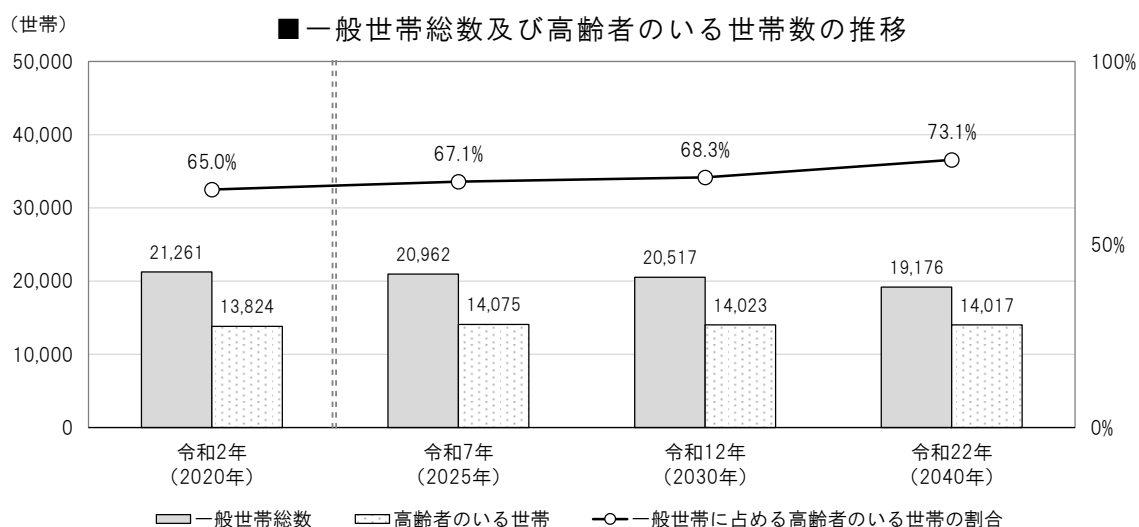


第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

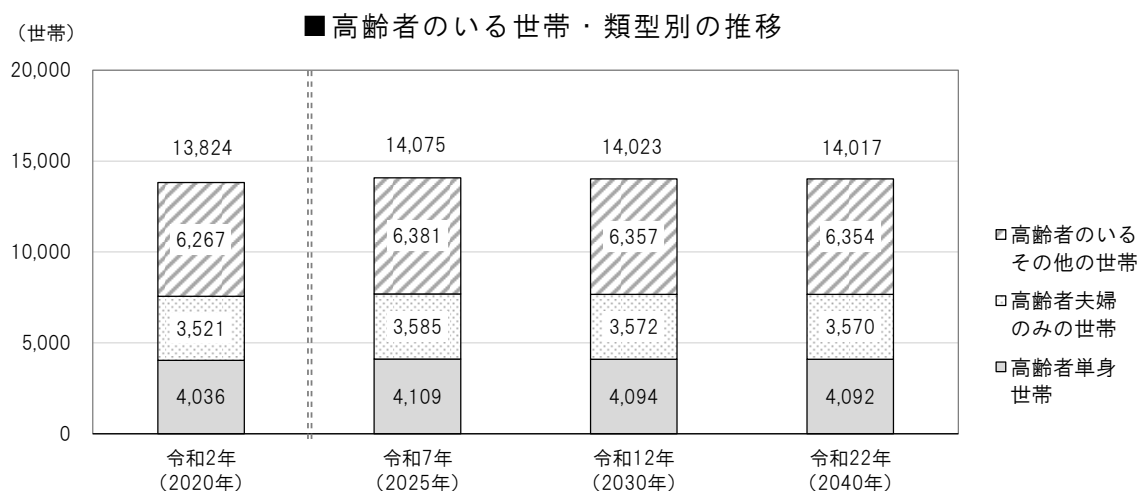
第3節 世帯数の推移

令和2年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における新潟県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、14,000世帯前後でほぼ横ばいで推移し現状と大きく変わらないものと見込まれます。



※令和2年は国勢調査。他は独自推計。下のグラフも同様



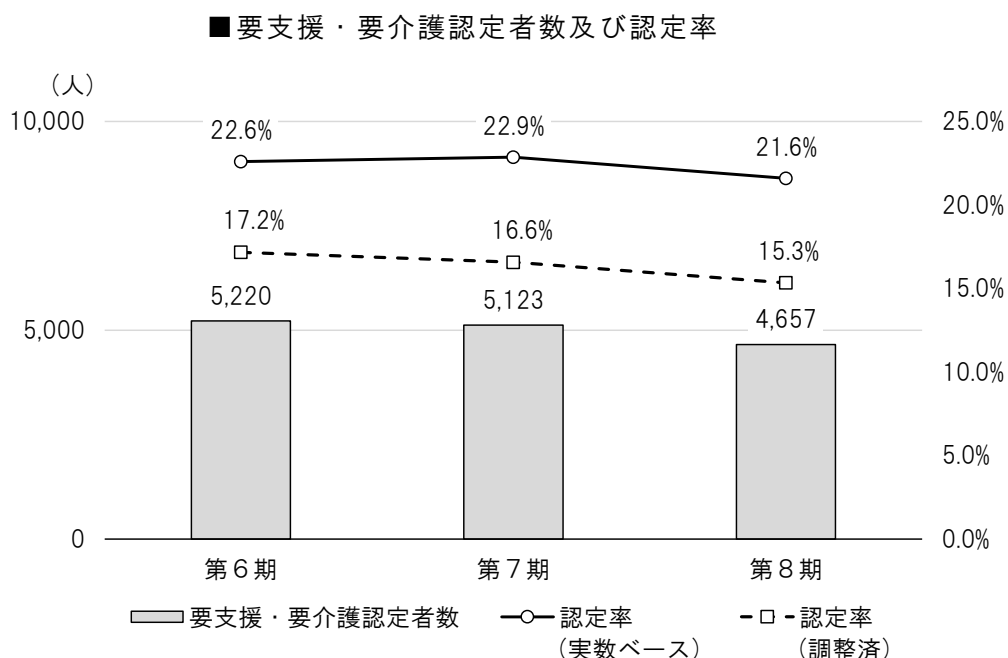
第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

第4節 要支援・要介護認定者の状況

Ⅰ 中期的推移

要支援・要介護認定者数及び認定率について、第6期計画期間（平成27～29年度）、第7期計画期間（平成30～令和2年度）及び第8期計画期間（令和3～5年度）の各期平均値を用いて中期的な推移としてみると、認定者数は減少傾向で推移し、第8期には4,657人となっています。

認定率（要支援・要介護認定者数÷第1号被保険者数）は、実数ベースが第6期の22.6%から第8期は21.6%に、調整済み認定率¹が17.2%から15.3%に、それぞれ低下しています。



※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

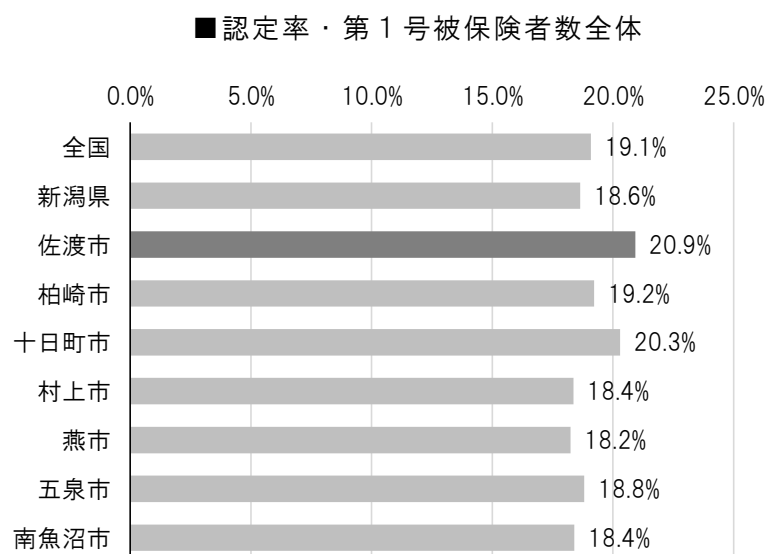
¹ 調整済み認定率とは、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者数の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率を意味する。（「地域包括ケア『見える化』システム等を活用した地域分析の手引き」4項）

第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

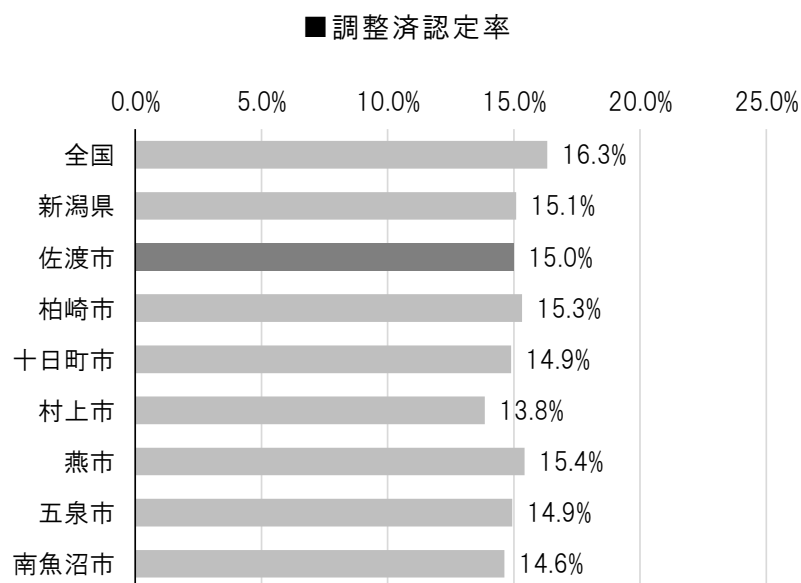
認定率の比較

認定率について、国、県及び他市と比較すれば、本市の認定率は、第1号被保険者数全体では20.9%と最も高くなっていますが、調整済み認定率では、県とほぼ同水準となっています。他市との比較では3番目に高くなっています。

年齢区分により、特に後期高齢者についてみると（次頁グラフ）、75～84歳は国、県より低く、他市との比較では概ね中位に位置しています。85歳以上は国、県より低く、他市に比べて低い水準となっています。

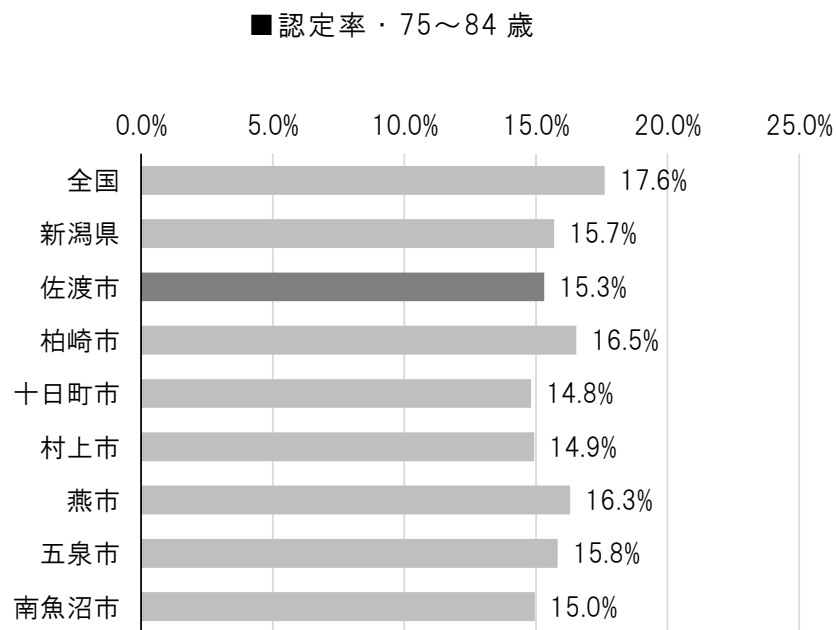


※介護保険事業状況報告（月報）令和5年5月分で作成。

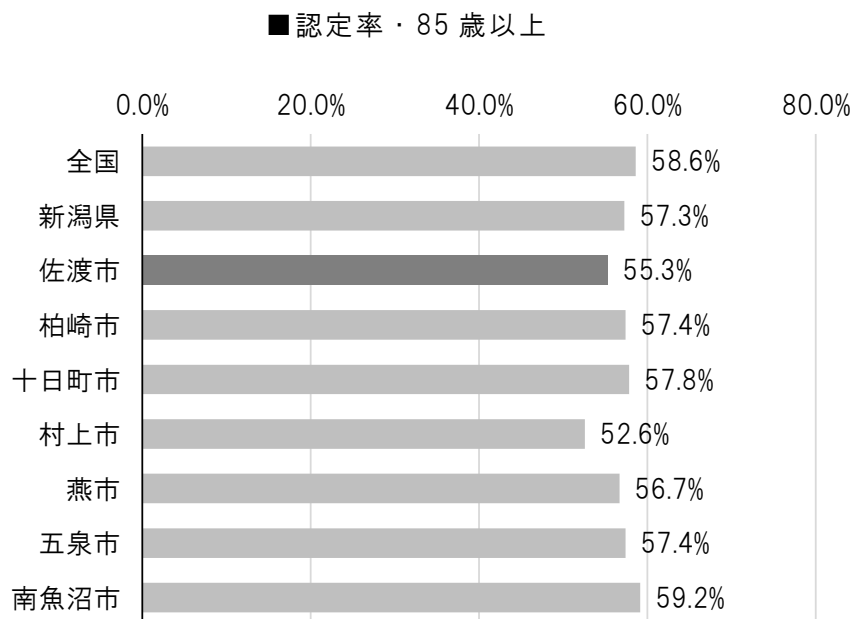


※「地域包括ケア見える化システム」令和4年データで作成。

第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】



※介護保険事業状況報告（月報）令和5年5月分で作成。



※介護保険事業状況報告（月報）令和5年5月分で作成。

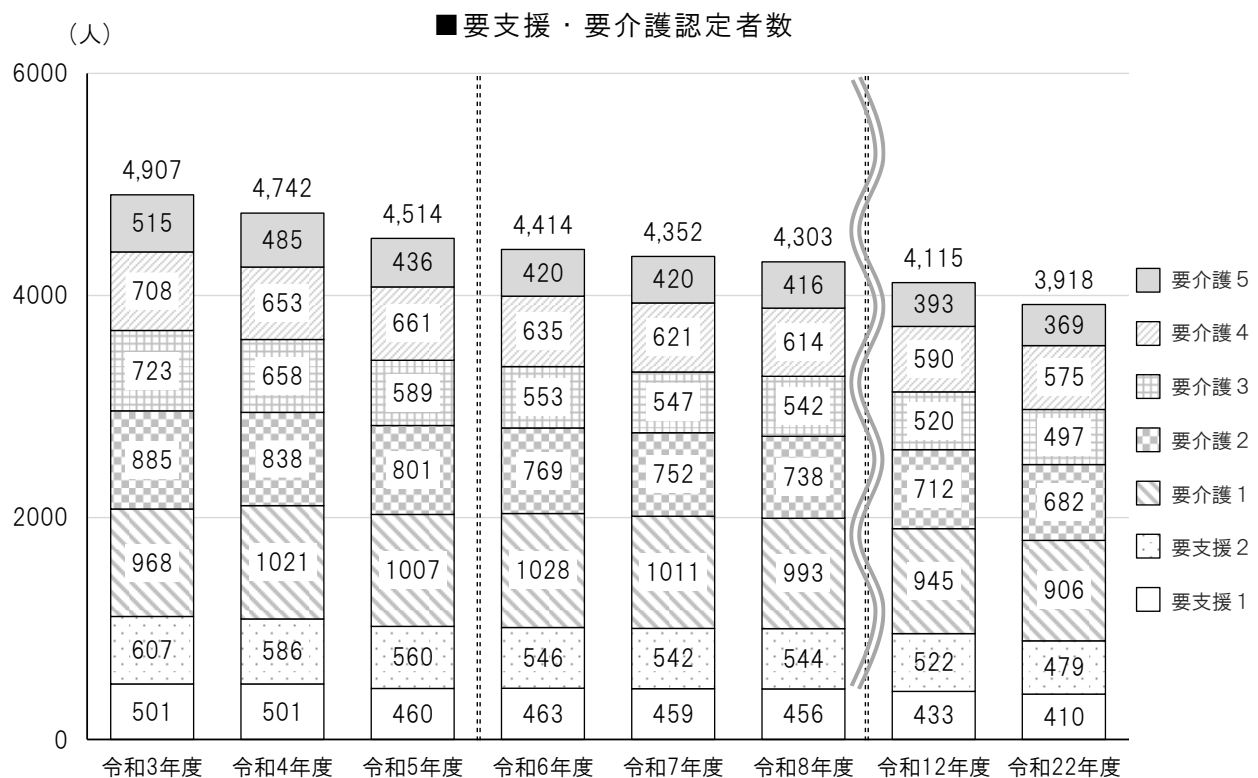
第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

3 短期的推移と推計

第8期計画期間における認定者数は、4,900～4,500人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、4,400～4,300人台で推移し、令和6年度には4,414人、令和7年度には4,352人、令和8年度には4,303人になるものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和12年度は4,115人、令和22年度3,918人になるものと見込まれます。



	実績値			推計値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
第1号被保険者(a)	21,673	21,396	21,119	20,842	20,561	20,293	17,731	16,379
要介護認定者	4,907	4,742	4,514	4,414	4,352	4,303	4,115	3,918
要支援1	501	501	460	463	459	456	433	410
要支援2	607	586	560	546	542	544	522	479
要介護1	968	1,021	1,007	1,028	1,011	993	945	906
要介護2	885	838	801	769	752	738	712	682
要介護3	723	658	589	553	547	542	520	497
要介護4	708	653	661	635	621	614	590	575
要介護5	515	485	436	420	420	416	393	369
第1号の要介護認定者(b)	4,837	4,681	4,457	4,358	4,298	4,251	4,066	3,881
認定率(b/a)	22.3%	21.9%	21.1%	20.9%	20.9%	20.9%	22.9%	23.7%

「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

第9期佐渡市介護保険事業計画【抜粋】

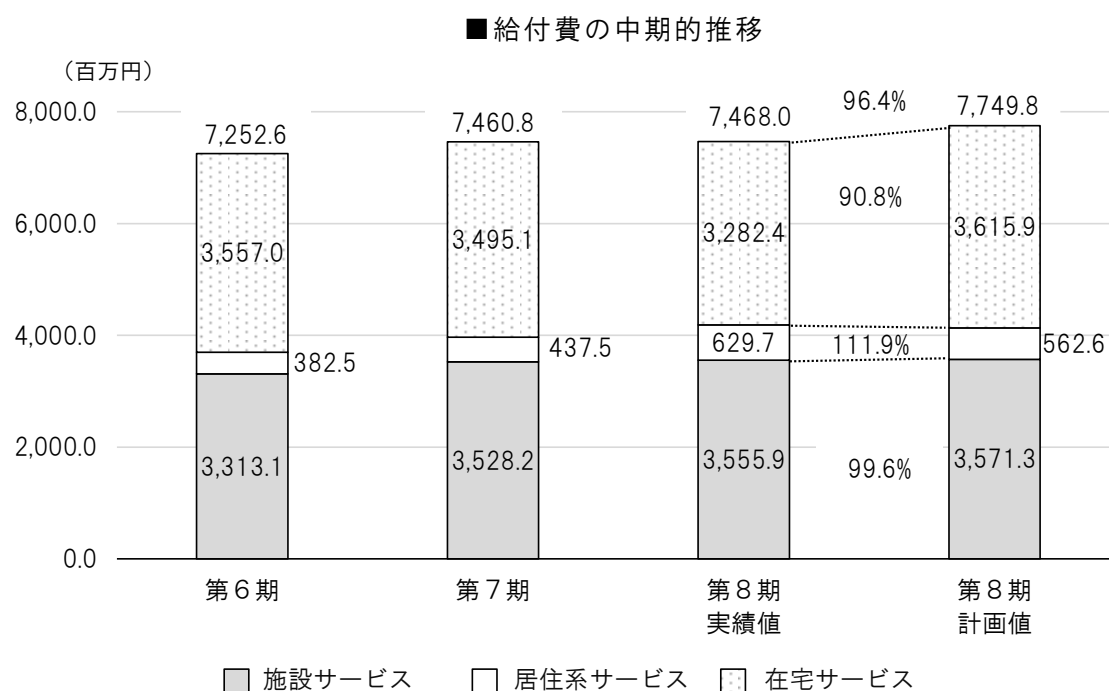
第5節 介護保険サービスの状況

Ⅰ 給付費の中期的推移

給付費の合計の年平均は、第6期の約72.5億円から第7期に約74.6億円、さらに第8期には約74.7億円に増加しました。

サービス系統別にみると、第7期から第8期にかけて施設サービスが約35.3億円から約35.6億円に増加した一方で、在宅サービスは約35.0億円から約32.8億円に減少しています。居住系サービスは約4.4億円から約6.3億円に増加しています。

また、第8期の実績値は、給付費全体で計画値に対して96.4%と見込みを3.6%下回りました。在宅サービスは90.8%、施設サービスは99.6%と見込を下回りましたが、居住系サービスは対計画比111.9%と、見込みを11.9%上回っています。



※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

参考：日常生活圏域別地域資源の状況(R6.9.30時点)

日常生活圏域	人口	65歳以上人口 ①	高齢化率	要支援 認定者数	要介護 認定者数	認定者数 ②	特別養護 老人ホーム 床数	介護老人 保健施設 床数	認知症高齢 者グループ ホーム 床数	介護サー ビス床数 合計 ③	床数合計÷ 65歳以上人口 (③/①)	老健さどへ すこやか両津 一時移転	床数合計÷ 認定者数 (③/②)	老健さどへ すこやか両津 一時移転
両津	10,794	4,872	45.1%	256	862	1,118	105	170	18	293	6.0%	4.2%	26.2%	18.2%
相川	5,218	2,671	51.2%	129	473	602	107	150	18	275	10.3%	10.3%	45.7%	45.7%
国中北 (佐和田・金井)	13,884	4,770	34.4%	242	669	911	108	0	54	162	3.4%	5.1%	17.8%	26.6%
国中南 (新穂・真野・畑野)	11,230	4,960	44.2%	216	823	1,039	218	0	54	272	5.5%	5.5%	26.2%	26.2%
南部 (羽茂・小木・赤泊)	7,257	3,543	48.8%	150	592	742	190	0	18	208	5.9%	5.9%	28.0%	28.0%
合計	48,383	20,816	43.0%	1,033	3,419	4,412	728	320	162	1,210	5.8%	5.8%	27.4%	27.2%

※高齢者現況調査票の数値 ※電算システム出力数値

令和6年9月現在

佐渡市介護施設(入所系)一覧

- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 老人福祉施設
- グループホーム

(1) 介護老人福祉施設

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	特別養護老人ホーム真野の里	真野新町624-2	(福)佐渡寿福祉会	S61.4.1	80人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	ショートステイ23床
②	特別養護老人ホームはもちの里	羽茂本郷25	(福)小佐渡福祉会	H4.4.1	80人	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建・一部鉄骨造)	47年	ショートステイ20床
③	特別養護老人ホーム大浦の里	相川大浦533-2	(福)大佐渡福祉会	H7.7.1	60人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	ショートステイ20床
④	特別養護老人ホームやはたの里	八幡町340	(福)佐渡国仲福祉会	H11.4.1	79人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	ショートステイ20床
⑤	特別養護老人ホームスマイル赤泊	徳和6207-2	(福)佐渡前浜福祉会	H17.10.1	90人	鉄筋コンクリート ・鉄骨造3階建	47年	ショートステイ20床
⑥	特別養護老人ホーム新穂愛宕の園	新穂瓜生屋339-2	(福)愛宕福祉会	H20.4.1	80人	鉄骨造3階建	34年	ショートステイ20床
⑦	特別養護老人ホーム朱鷺いろの杜梅津	梅津2317-1	(福)勇樹会	R6.9.1	105人	鉄骨造3階建	34年	ショートステイ18床

(2) 地域密着型介護老人福祉施設

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	新穂愛宕の園式号館	新穂瓜生屋513-1	(福)愛宕福祉会	H24.5.1	29人	鉄骨造平屋建	34年	ショートステイ空床のみ
②	金泉ふれあいの杜	北狄1500-2	(福)佐渡ふれあい福祉会	H24.10.1	27人	木造平屋建	22年	
③	真野の里二号館	八幡1881-1	(福)佐渡寿福祉会	H24.10.1	29人	木造平屋建	22年	ショートステイ10床
④	大浦の里二号館	相川大浦1285-3	(福)大佐渡福祉会	H26.4.1	20人	木造平屋建	22年	ショートステイ9床
⑤	はもちの里トキめき館	羽茂本郷25	(福)小佐渡福祉会	H26.4.1	20人	鉄骨造平屋建	34年	
⑥	ミニ特養うしろやま	宮川1062	(福)よつば福祉会	H27.5.18	29人	木造一部鉄筋コンクリート造 2階建	22年	

(3) 介護老人保健施設

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	佐渡市介護老人保健施設すこやか両津	春日1137-4	佐渡市	H5.9.10	90人	鉄筋コンクリート造4階建	47年	
②	介護老人保健施設相川愛広苑	相川大浦571	(医)愛広会	H11.9.1	150人	鉄骨造2階建	34年	
③	介護老人保健施設親里	住吉126-2	(福)庄やの里	H20.10.1	80人	鉄骨造3階建	34年	ショートステイ20床

(4) 老人福祉施設

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	養護老人ホーム待鶴荘	栗野江1826	佐渡市	S27.11.16	100人	鉄筋コンクリート造2階建	47年	
②	軽費老人ホームときわ荘	栗野江1822	佐渡市	S54.4.1	50人	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建)	47年	

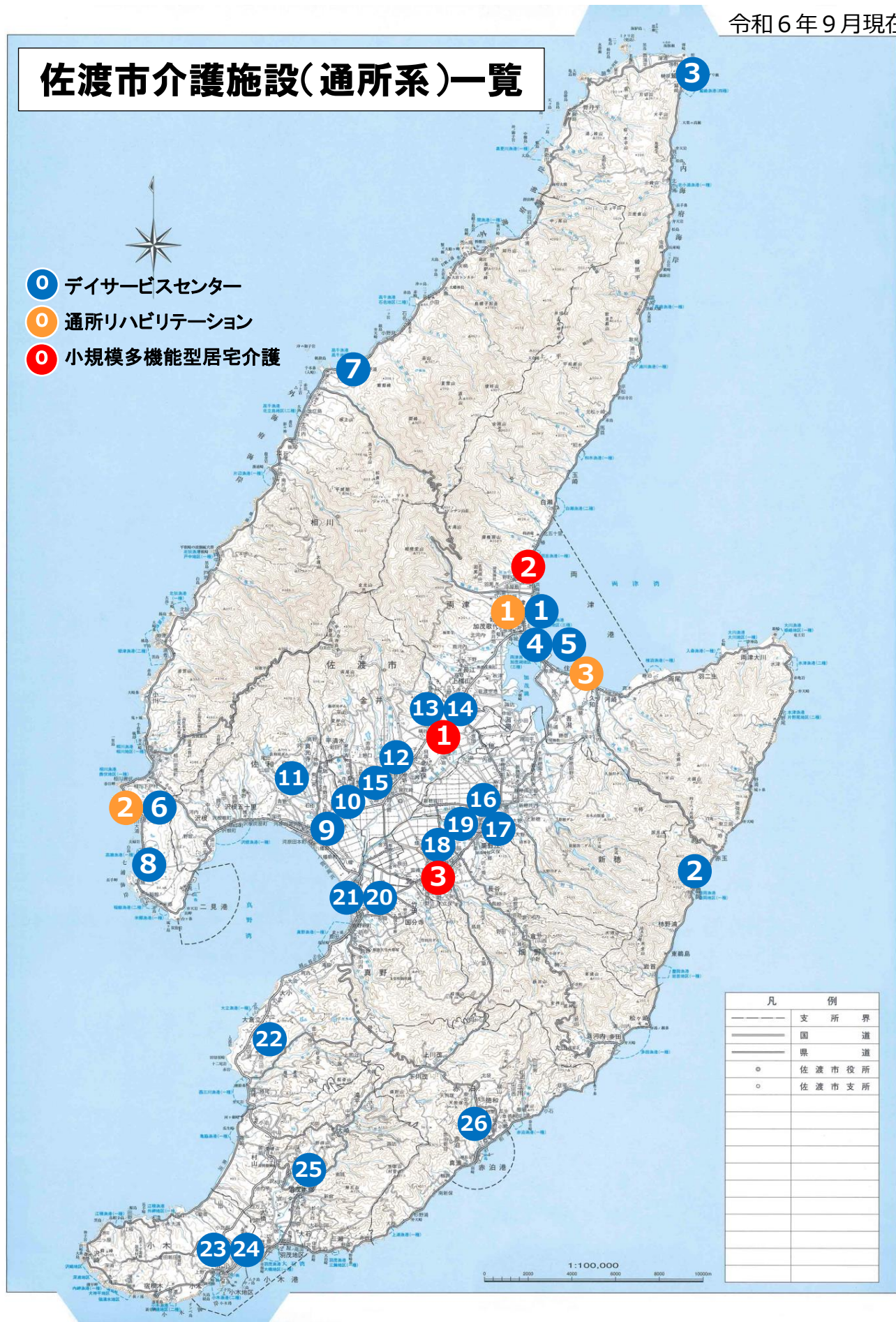
(5) グループホーム

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	グループホームさど	両津湊343-45	(福)愛宕福祉会	H16.5.1	18人	鉄骨造2階建	34年	
②	ツクイ佐渡かないグループホーム	吉井本郷144-1	(株)ツクイ	H19.2.1	18人	鉄骨造2階建	34年	
③	グループホームはたの	寺田566	(福)愛宕福祉会	H21.3.30	18人	木造2階建	22年	
④	グループホームまの	長石213-1	(福)佐渡市社会福祉協議会	H23.4.1	18人	木造平屋建	22年	
⑤	グループホームなうら	橘42	(株)クローバー佐渡	H23.6.1	18人	木造2階建	22年	
⑥	けあビジョンホーム佐渡	吉井本郷576-6	(株)ビジュアルビジョン	H30.9.30	18人	木造2階建	22年	
⑦	グループホームふれあい館はもち	羽茂本郷190-1	(福)佐渡ふれあい福祉会	R2.4.1	18人	木造2階建	22年	
⑧	けあビジョンホーム佐渡八幡	八幡1466-2	(株)ビジュアルビジョン	R2.11.1	18人	木造2階建	22年	
⑨	けあビジョンホーム佐渡映田	映田55番地1	(株)ビジュアルビジョン	R5.9.1	18人	木造2階建	22年	

(注) 耐用年数は、建物の構造を基に記載したもので、実際の耐用年数と異なる場合があります。

佐渡市介護施設(通所系)一覧

- デイサービスセンター
○ 通所リハビリテーション
○ 小規模多機能型居宅介護



(1) デイサービスセンター

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	両津デイサービスセンターしゃくなげ	春日1150-20	(福)佐渡市社会福祉協議会	H7.7.1	35人	鉄筋コンクリート 4階建2階部分	47年	
②	両津デイサービスセンターいわゆり	豊岡1672-16	(福)佐渡市社会福祉協議会	R2.4.1	18人	鉄骨造平屋建	34年	
③	両津デイサービスセンターかんぞう	鷲崎1781-3	(福)佐渡市社会福祉協議会	H17.5.1	18人	鉄骨造平屋建	34年	
④	デイサービスセンターさど	両津湊343-45	(福)愛宕福祉会	H16.5.1	30人	鉄骨造2階建1階部分	34年	
⑤	グループホームさど	両津湊343-45	(福)愛宕福祉会	R5.9.1	3人	鉄骨造2階建	34年	認知症対応型
⑥	デイサービスセンター大浦の里	相川大浦533-2	(福)大佐渡福祉会	H7.7.1	20人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	
⑦	デイサービスセンター高千の里	高千1048-1	(福)佐渡ふれあい福祉会	H11.10.1	35人	鉄骨造平屋建	34年	
⑧	グループホームななうら	橋42	(株)クローバー佐渡	H26.10.1	3人	木造2階建	22年	認知症対応型
⑨	やはたの里	八幡町340	(福)佐渡国仲福祉会	H11.4.1	35人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	
⑩	ツクイ佐渡さわた	東大通1225-4	(株)ツクイ	H21.11.1	45人	鉄骨造平屋建	34年	
⑪	デイサービスセンター十季のあかり佐渡	青野334-8	(株)クローバー佐渡	H25.2.1	20人	木造	22年	
⑫	金井デイサービスセンターしゃくなげの里	中興乙2822-1	(福)佐渡市社会福祉協議会	H7.4.1	51人	鉄骨造平屋建	34年	
⑬	ツクイ佐渡かない	吉井本郷144-1	(株)ツクイ	H19.2.1	30人	鉄骨造平屋建	34年	
⑭	ツクイ佐渡かないグループホーム	吉井本郷144-1	(株)ツクイ	H24.10.1	6人	鉄骨造2階建	34年	認知症対応型
⑮	リハビリ特化型デイサービスみーお	千種967-3	(合)m i o	H29.11.10	10人	木造2階建	22年	リハビリ特化型
⑯	新穂デイサービスセンター	新穂大野1816-2	(福)佐渡市社会福祉協議会	H7.4.1	36人	鉄骨造平屋建	34年	
⑰	畑野デイサービスセンターやわらぎの里	栗野江1837	(福)佐渡市社会福祉協議会	H6.10.1	18人	鉄骨造平屋建	34年	
⑱	デイサービスなんだい	畑野甲452-6	(株)クローバー佐渡	H20.7.1	18人	木造平屋建	22年	
⑲	グループホームはたの	寺田566	(福)愛宕福祉会	R3.9.1	3人	木造2階建	22年	認知症対応型
⑳	デイサービスセンター真野の里	真野新町624-2	(福)佐渡寿福祉会	H6.4.1	20人	木・鉄骨造2階建	22年	
㉑	デイサービスセンターあすかの郷	真野新町63	(福)佐渡ふれあい福祉会	R3.6.1	18人	鉄骨造平屋建	34年	
㉒	西三川デイサービスセンター	西三川1070-1	(福)佐渡ふれあい福祉会	R6.4.1	18人	木造平屋建	22年	
㉓	小木デイサービスセンターつくし	小木町1949-4	(福)佐渡市社会福祉協議会	H12.4.1	18人	鉄筋コンクリート造平屋建	47年	
㉔	デイサービスセンターおけさ	小木町1973	(医)おけさ会	H24.12.1	20人	木造2階建	22年	
㉕	デイサービスセンターはもちの里	羽茂本郷25	(福)小佐渡福祉会	H4.9.1	25人	鉄筋コンクリート造平屋建 (一部2階建・一部鉄骨造)	47年	
㉖	赤泊デイサービスセンターやすらぎ	赤泊2207-19	(福)佐渡市社会福祉協議会	H10.10.1	35人	鉄筋コンクリート造 4階建3階部分	47年	

(2) 通所リハビリテーション

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	佐渡市介護老人保健施設すこやか両津	春日1137-4	佐渡市	H5.9.10	8人	鉄筋コンクリート造4階建	47年	
②	介護老人保健施設相川愛広苑	相川大浦571	(医)愛広会	H11.9.1	30人	鉄骨造2階建	34年	
③	介護老人保健施設親里	住吉126-2	(福)庄やの里	H20.10.1	33人	鉄骨造3階建	34年	

(3) 小規模多機能型居宅介護

	施設名	所在地	設置主体	開設日	定員	構造	耐用年数	備考
①	ささえ愛あいの山	大和1213	ささえあいコミュニティ 生活協同組合新潟	H24.5.1	29人	木造平屋建	22年	
②	ささえ愛はよし	羽吉1198	ささえあいコミュニティ 生活協同組合新潟	H25.8.1	18人	木造平屋建	22年	
③	小多機うしろやま	宮川1062	(福)よつば福祉会	H27.5.18	29人	木造一部鉄筋コンクリート造 2階建	22年	

(注) 耐用年数は、建物の構造を基に記載したもので、実際の耐用年数と異なる場合があります。

令和7年度以降の在宅福祉サービス事業の見直しについて

1. 緊急通報サービス事業 … 利用者費用負担の増額及びサービスの追加

【事業概要】 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等の方を対象にして、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう緊急通報装置を貸与する。

【変更前】 200円/月

【変更後】 **300円/月**

【変更理由】 委託料の増額により利用者負担（概ね1割負担）を増額

【変更時期】 利用者への周知期間を6か月間とし、**令和7年10月より変更**

【追加サービス】

（既存）ペンダントタイプの緊急通報装置を世帯に1機貸与。

（変更）世帯に対象者が2名いる場合、希望により**1名に1台**ずつ配布する。

ただし、**利用者負担も1人につき300円/月**とする。

2. 配食サービス事業 … 利用者費用負担の増額

【事業概要】 ひとり暮らし、高齢者のみ世帯又は身体障害者であって自立支援の観点からサービスの必要があると認められる方を対象にして、高齢者の食生活に配慮した食事を定期的に宅配するとともに安否の確認を行う。

【変更前】 弁当（ごはん+おかず） 400円 ・ おかずのみ 300円

【変更後】 弁当（ごはん+おかず） **500円** ・ おかずのみ **400円**

【変更理由】 委託料（調理委託+配達委託）の増額により利用者負担（概ね5割負担）を増額

【変更時期】 利用者への周知期間を6か月間とし、**令和7年10月より変更**